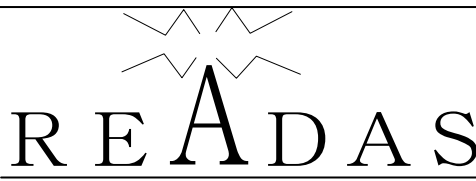


第 5161 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 2月 9日 月曜日
-----------------------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 平成 27 年度税制改正(法人税)

Q：平成27年度の税制改正で、法人にかかるものには、どのようなものがありますか？

A：次のような改正がされます。

【解説】

平成27年度の税制改正では、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることによって法人課税を成長志向型の構造に変えるとして、次のような改正がなされます。

①法人税

- ・税率を現行25.5%→23.9%へ
- ・欠損金繰越控除の見直し
 大法人の控除限度を所得の80%から65%へ
- ・受取配当等益金不算入の見直し
- ・租税特別措置の見直し
 研究開発税制の見直しなど

②法人事業税

- ・所得割の税率を7.2%→6.0%へ
- ・外形標準課税の拡大

③法人実効税率の引下げ

これらの改正により、法人の実効税率は、次のようになります。

	現行	平成27年度
法人税率	25.5%	23.9%
法人事業税所得割 (標準税率)	7.2%	6.0%
法人実効税率	34.62%	32.11%

なお、法人実効税率は、来年度以降も段階的に引下げをして20%台まで引き下げることを目指しています。

